

飛騨市制 20 周年記念公式キャラクター取扱要領

第 1 条（目的）

この要領は、飛騨市制 20 周年記念公式キャラクターを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（定義）

この要領において、キャラクター等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) キャラクター名 「ドンドンくん」
- (2) キャラクター等 キャラクター・ロゴマーク

第 3 条（図柄等）

1. キャラクターのデザイン、色、縦横との比率は、使用マニュアルのとおりとする。
2. キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、キャラクターをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

第 4 条（使用対象者）

キャラクター等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 飛騨市民
- (2) 活動の拠点が飛騨市にある企業・団体等
- (3) 飛騨市ファンクラブ会員

第 5 条（使用範囲）

キャラクター等の使用者は、次の各号に定める目的及び用途に限り、使用できるものとする。ただし、営利目的及び特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等を目的にした使用は不可とする。

- (1) 飛騨市制 20 周年を記念したイベントの PR のため
- (2) 飛騨市制 20 周年を PR するため
- (3) 飛騨市の PR のため
- (4) その他市長が使用を認めた場合

第 6 条（使用上の遵守事項）

飛騨市は、キャラクターの使用に当たり、次の各号のとおり条件を定める。また、飛騨市は、使用者がこの要領に違反した場合は、是正のための措置を取ることができる。

- (1) 使用者は、実施する事業の普及・啓発を目的としたリーフレット、PR 冊子、PR グッズ（シール、バッジ）、立て看板、のぼり旗、横断幕、ホームページ等にキャラクター等を使用することができる。ただし、作製に係る費用は使用者が負担する。

(2) 使用者は、実施する事業の普及・啓発を目的としたリーフレット、PR 冊子、PR グッズ（シール、バッジ等）、立て看板、のぼり旗、横断幕、ホームページ等にキャラクターを使用することができる。ただし、制作にかかる費用は使用者が負担する。

(3) 上記以外に、飛騨市は、必要に応じて条件を付けることができる。

第 7 条（使用料）

キャラクターの使用に係る料金等は徴収しない。

第 8 条（使用者の義務）

1. 使用者は、関係法規を遵守するとともに、キャラクターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
2. 使用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに飛騨市へ通知するものとする。
3. 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等については、飛騨市と協力して対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。
4. 使用者は、飛騨市から要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告等を行わなければならない。
5. 使用者は、キャラクター等を使用する権利に係る著作権について、著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）および第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含め、飛騨市に帰属することを確認する。
6. 使用者は、キャラクター等について、商標登録もしくは意匠登録の出願をし、または、キャラクター等を商標、サービス・マークとして使用してはならない。

第 9 条（キャラクターの適正使用）

飛騨市は、使用者がこの要領を遵守せず、不正に使用した場合は、使用者に対し次の各号のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用の取消し

第 10 条（使用期間）

キャラクターを使用できる期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 27 日から施行する。